

知事方針要約筆記や点字も含め

大村秀章知事は一九九〇年、手話や要約筆記、点字など聴覚、視覚障害者との記。手話を学ぶ機会の提供を県民、事業者の役割を明確化した。手話普及を図る「手話言語条例」を一九九一年度中に制定する方針を明らかにしめることで、障害者の意見を聞く検討会を設置する。大村知事は定例会見で、県では初めてだった。

手段で意義付ける。

一四年一月に日本も批准した「障害者権利条約」情報提供が課題となつたこと東日本震災で障害者へのことを説明し、「手話を実際に体験していくため機会を得の手段である手話を広めよう」と位置付けた。は、聴覚障害者にとつてコニユニケーションと情報獲得の手段である手話を広めようといふことで理解が広まる。いよいよいつどきに、被災を減らすとともにもつながらないへと意義を強調した。県も、手話が「独自の言語」といつ基本理念を盛り込み、「障害の有無にかかわらない共生社会を実現する」とする。「要約筆記や点字、筆記や点字などを使めた条例などを基本的な考え方としている」とを基づいて、要約筆記や点字などを幅広く、コニユニケーションに求めている。

「手話言語条例」16年度制定へ

平成28年3月30日(木) 中日新聞